広報
さめがわ

昭和60年
9月号
No. 381
編集兼発行
鮫川村役場
塙町佐藤印刷所



みんなですすめる 交通安全のキャラバン隊来村す

交通安全はすべての国民の心からなる願いですが、このたび全国交通安全母の会連合会のキャラバン隊が、新潟県を経てわが村に来村されました。

8月22日午後2時30分、これをお迎えしてのセレモニーの場所を役場前に設定し、総務庁長官のメッセージが、県母の会大津会長さんから石田村長に伝達されました。

村側は安全協会役員、母の会員など百数十名が出席し、村長から決意書を朗読して送達を依頼しました。

終って母の会役員が心を込めて作った手作りの造花をキャラバン隊に贈り、感謝と激励の意を表わし、大変よろこばれました。

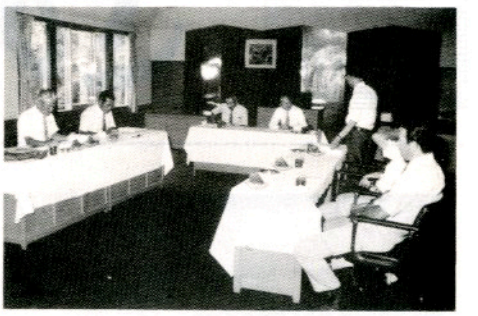
9月15日　敬　老　会
9月20日　戦没者追悼式
9月21日～30日　秋の全国交通安全運動

今月の人口

（9月1日現在）

人　口	5,544	(＋ 9)
男	2,736	(＋ 7)
女	2,808	(＋ 2)
世　帯	1,137	(＋ 1)

県の土木部長さん
道路事情調査に来村



8月28日県土木部長清水博さんが、県道路建設課長横山英夫さん、白河建設事務所長植村定雄さんを同行され、藤田嘉平二県議さんの案内で、当村の道路事情調査にお出になりました。

村ではこの機会に、国道349号のバイパス建設、鮫川本流の大幅改修、県道赤坂東野塙線及び黒田浅川線・赤坂東野地内の改良舗装促進等について、強く要請しました。

阿武隈地域総合
開発調査始動す





阿武隈地域の総合開発調査の第一陣として、県の企画調整課から2名、中央の調査機関から研究員1名が9月4日来庁。石田村長の案内で村内数箇所の現地調査を行いました。

上は強滝の緑と水の美しさに見入る一行。下は鹿の角平草地の由来を聞く一行。

おらほのふるさと (29)

緑と清流のふるさと鮫川村

村長　石田卯子八

福島民報社が行った'85ふくしま緑の百景選定で、わが村の強滝、天狗橋、江竜田の滝、鹿角平の草地の四か所が入選したことはよろこびにたえません。

一町村で四か所も選に入ったことは、それだけ緑が豊富であることを証明するもので、うれしい限りであります。

ご投票ご声援をいただきました皆様に、深く感謝申し上げます。

阿武隈の高標高地帯を占めるわが村は、「緑と清流のふるさと」であります。この豊かな自然こそ他に誇り得る、また他の追随を許さぬ資源であります。

この貴重な資源は、これからも永く愛護し、育成して行かなければなりません。

これからは特に水の清冽さをきの奔流が、涼々のリズムを奏でつつ大自然の営みとなって人々の心を洗うところが、他に見られない景観となっているのです。

強滝も天狗橋も江竜田の滝も単なる緑の豊かさだけではなく、緑と清流の織りなす動的な美しさが尊いのであります。

陽に映える原生林の美しさと、岩を噛んで流れ落ちる白いしぶき中通りの中間地帯にある観光牧野として発展の可能性が大きいと思われます。

保つ努力が必要であると思います。

鹿角平の草地は、これまで景勝地としては知られなかったところですが、この地方では見られない広大な草原は、浜通りとここは大地の緑と、空の碧さと、大気の透明度がすぐれた価値を発揮することになりましょう。

阿武隈山系の広域農業開発事業は、県中部の事業を一部残して終りに近付きました。

県はこれに続いて阿武隈山系地域の総合開発の調査に入ることになりました。

この機会に経済、産業、文化、社会構造、交通、観光など広い分野の検討を重ねて総合開発の実を挙げる方策の樹立に努めたいと思います。

心のこもった
手づくり下着贈られる

村商工会婦人部の皆さんから村内のねたきり老人の皆さんに心のこもった手づくりの下着(腰巻)が贈られ、各地区の民生委員さんを通じて、お盆前に配付されました。

ありがとうございました。

心あたたまる寄附

●大字赤坂東野字広畑
　水野博和様
亡父(義信)の遺志により
三万円
(鮫川村社会福祉協議会)

■行政の基本資料をつくる

10月1日 国勢調査にご協力を

一〇月一日、「国勢調査」が全国でいっせいに行われます。

国勢調査は大正九年に第一回の調査が実施されて以来、五年ごとに行われており、今回の調査は第一四回目に当ります。

九月下旬から一〇月上旬にかけて調査員が、皆さんのお宅にお伺いしますのでご協力をお願いします。

調査票はマークシート方式

調査は、国内に住んでいる赤ちゃんからお年寄りまですべての人々が対象になります。そのため、使用する調査票は合計五〇〇〇万枚というぼう大な数字にのぼり、積み上げると富士山の約二倍の高さになるほどです。

集計は「光学式マーク読取装置」という機械にかけて行われます。このため、調査票の取り扱いや記入について、次の点にご注意ください。



(1)調査票の取り扱いについて

●汚したり、折ったり、丸めたり、破いたりしないでください。

(2)調査票の記入について

●かならず黒鉛筆で記入してください。

●答えをマークで記入する箇所は、二ミリ×四ミリの枠(□)内に■のように濃く、はっきりと横線を記入してください。

●誤って記入したときは、消しゴムできれいに消してください。

記入方法や記入に当たっての注意を「国勢調査についてのお願い」に示してありますので、調査票を記入する前によくお読みください。

ありのままをご記入ください

調査票に記入していただいた内容を調査員や調査関係者がほかに漏らしたり、統計以外の目的に使用することは、法律によって固く禁じられています。個人や家庭の秘密はしっかりと守られています。どうぞ、安心してありのままを記入してくださるようお願いします。

国勢調査の意義

国勢調査は、わが国全体の人口を正確に把握するほか、都道府県や市区町村ごとの人口、あるいは男女別、年齢別、産業別、職業別などの人口構成も明らかにします。

さらに急ピッチで進行するわが国の高齢化社会の実態、Uターン、Jターン現象といわれる人口移動の実態、母子家庭、夫子家庭、高齢者世帯の把握などにも重点が置かれます。

つまり、現在わが国が抱えているさまざまな問題を的確にとらえることができます。そのため、調査の結果は、国および地方公共団体の行政施策の資料として、重要な役割を果たすのです。



みんなであてよう人口クイズ

福島県の人口は何人？

問題 昭和60年国勢調査による昭和60年10月1日現在の福島県の人口は何人でしょうか。

応募資格 福島県内の居住者

応募方法 官製ハガキで1人1枚1回答に限ります。住所・電話番号・氏名・年齢・職業（学年）・性別を記入してください。

締切日 昭和60年9月30日
（当日消印有効）

送り先 〒960 福島市杉妻町2－16
福島県統計調査課

発表 昭和61年1月（国が官報で公表する福島県の人口総数によります）

賞金（的中者又は最も近い順に）

1等1名……5万円
2等1名……3万円
3等1名……1万円
等外50名……記念品

- 同数回答が多数の場合は、抽選により決定します。
- 高等学校以下の児童生徒には、賞金相当の図書券を贈呈します。

〈参考〉

年次	人口(人)
昭45.10.1(国勢調査人口)	1,946,077
〃50.10.1(〃)	1,970,616
〃55.10.1(〃)	2,035,272
昭54.10.1(県推計人口)	2,018,357
〃56.10.1(〃)	2,042,665
〃57.10.1(〃)	2,050,751
〃58.10.1(〃)	2,058,879
〃59.10.1(〃)	2,067,568
〃60.10.1	?

猛暑のなかを往く交通安全キャラバン隊







交通安全をキャンペーンするこのキャラバン隊は、福島県母の会が新潟県からこれを引きつぎ、会津地方から西白河を経てわが村を訪れました。

炎熱猛暑のなかを広報車で交通安全を宣伝広報しながらの巡回で、ほんとうにご苦労さまでした。

写真〔右上〕は大津会長さんのあいさつと、隊幹部の皆様。〔左上〕はこれをお迎えする鮫川村交通安全母の会の役員と安全協会の役員。〔右〕は交通安全の願いを込めた風せんが花火の号音とともに大空に舞い上がる感動の場面です。

9月21日～30日

秋の全国交通安全運動

シートベルトの着用を徹底

秋の全国交通安全運動が、九月二一日から九月三〇日までの一〇日間行われます。運動の重点は次の四つで、特にシートベルト・ヘルメット着用の推進を最重点としています。

1、シートベルト・ヘルメットの正しい着用の徹底
2、若年運転者の交通事故防止
3、歩行者特に子供と高齢者の交通事故防止
4、自転車・二輪車の交通事故防止

道路交通法の一部改正により、九月一日からシートベルトの着用が義務付けられました。車を運転するときは、必ずシートベルトを着用してください。



SDカードは安全運転ドライバーのあかし

SDカードは、無事故、無違反証明書または運転記録証明書を申し込まれた方で、過去一年間以上無事故・無違反の皆さんに発行されるカードです。

一人でも多くのドライバーに利用していただき、安全運転者としての自覚と誇りを持っていただこうというものです。

SDカードを希望される方は、自動車安全運転センターにお申し込みください。申込用紙は、警察署、駐在所に備えてあります。



国保だより

ご存じですか――

高額医療費の貸付制度

わたしたちは、いつ、何どき病気になったり、けがをするか分かりません。そして、多額の医療費が必要となれば、家計の負担も重く、安心して治療に専念することができないことも考えられます。



こうしたことから、ひと月ごとに病院などに支払う自己負担金の額が高額となった場合には、自己負担額から原則として五万一千円も差し引いた額が「高額療養費」として被保険者に支給されています。しかし、「高額療養費」の支給は、通常受診後約二か月程度かかりますので、当座の支払いのための資金を用意する必要があります。

そこで、この資金が無利子で借りられる「高額医療費貸付制度」が、今年の四月からスタートしました。

高額医療費の貸付制度とは

「高額療養費」として支給される見込み額の八割相当額を、無利子で借りられる制度です。

例えば、仮にひと月に十万円の自己負担をした場合、そこから五万一千円を差し引いた四万九千円が「高額療養費」となり、その八割に当たる三万九千円を無利子で借りることができます。

詳しくは、住民課保健係へお問い合わせください。

戦没者等の遺族に特別弔慰金が支給される

一、趣旨

今年は、終戦から四〇年目にあたりますが、先の大戦でなくなられた戦没者等の遺族に対し、国として改めて弔慰の意を表すため、特別弔慰金として国債（額面三〇万円、一〇年償還、無利子）を支給することになりました。

二、特別弔慰金の支給対象

特別弔慰金の支給対象は、満州事変以後に死亡した戦没者等の遺族で、昭和六〇年四月一日現在で、同一の戦没者等につき公務扶助料、遺族年金等の受給者がいない者です。

特別弔慰金の支給対象となる戦没者等および遺族の範囲は次のとおりです。

1戦没者等

満州事変勃発（昭和六年九月一八日）以後に公務上傷病にかかり、または日華事変勃発（昭和一二年七月七日）以後の勤務に関連して傷病にかかり、これにより死亡した軍人軍属または準軍属であった方です。

2遺族の範囲

大平洋戦争勃発（昭一六年一二月八日）以後に死亡した者の遺族については、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給した者です。

満州事変、日華事変中死亡した者の遺族には、遺族等援護法による弔慰金は支給されませんが、特別弔慰金の支給対象となります。

三、請求手続き

後日、文書等でお知せします。

今回の特別弔慰金の請求期限は、昭和六三年六月一三日までとなっており、この期限をすぎますと時効で失権しますので、請求もれのないよう注意してください。

四、特別弔慰金の償還

支給された特別弔慰金国債は、昭和六一年から毎年六月一五日以後、一〇年間にわけて償還されます。一回の償還額は三万円ずつです。

なお、詳しくは住民課におたずねください。

10月1日から新しい保険証に変わります

現在使用している保険証は、九月三〇日で有効期限が切れますので新しい保険証と交換になります。

なお交換する日時場所は、後日回らんでお知らせします。

保険証は大切に保管しましょう

最近、保険証の紛失が目立っています。保険証は、国保の被保険者である証明書であり、加入者にとってはその権利を保障し多額の医療費の給付が行われる大切な証書です。紛失をして、他人に不正に使用されることのないよう注意してください。

保険証は、家庭で保管場所を決めておき、使った後は必ずそこへ置くようにして紛失しないようご注意ください。



特集

健康食品〔やせる 背が伸びる 胸が豊かになる〕の広告・表示のチェックポイント

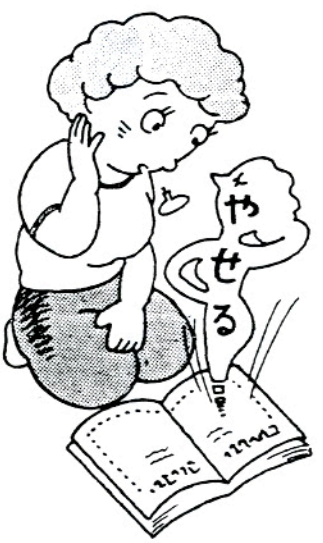
「飲むだけで、どんどん脂肪を落とす」「一週間で四キロやせる」「一日一粒でグーンと脚が伸び背が高くなる」「体の内側から自然にバストを大きくします」などと、いわゆる〝健康食品〟ブームの感がありますが、このようなうたい文句を雑誌や新聞などでご覧になったことがあると思います。

このように「やせる」「背が高くなる」「胸が豊かになる」を掲げる健康食品には、あたかも医薬品であるかのような効能効果をうたうもの（薬事法違反）や虚偽誇大な広告表示をするもの（景品表示法違反）が多くみられます。このため「指示どおり服用したが効果がない」とか「飲みはじめて一週間で下痢が始まり、とまらない」……といった苦情・問い合わせが消費者センターなどに相次いで寄せられています。

そこで、厚生省と公正取引委員会は、痩身効果、伸長効果、豊胸効果を掲げる健康食品について、薬事法および景品表示法からみた広告表示の注意点（チェックポイント）をまとめました。

インチキ商品を買わないようにするために、次のチェックポイントをご参考に――。

「医薬品に該当するものでないこと」のチェックポイント



①成分本質が医薬品でないこと

広告では、〝健康食品〟といいながらも、消化酵素やホルモン、抗生物質などを含んだ、いわば薬に近いものがあります。

薬事法では、もっぱら薬として使われている成分本質を食品は薬ではないので、医薬品的な効能効果を掲げてはいけません。ある食品に含まれている成分で「やせる」とか、食べるだけで「背が高くなる」「胸が豊かになる」などというのは、医薬品的な効能効果になります。広告では別表のような効果を掲げてはいけないことになっています。



また、表以外にも、次の例に示すように、特定の成分によって減量ができるように書いてある場合は、暗に薬理作用をいっていることになるので、医薬品的効能効果になり、薬事法違反になります。

例

一カプセルに○○の△△kg分の減量成分が含まれている（成分例ウーロン茶サポニン、大豆サポニンなど）

②形状が医薬品でないこと

食品を錠剤やカプセルにした場合、医薬品として広く使用されている次のような成分を使用してはいけません。

▽ハトムギ、カルシウム、プランタゴ・ボバータなど

〝健康食品〟として広告しているもので、カプセルや錠剤状のものは成分に注意しましょう。

③医薬品的な効能効果を掲げてないこと

薬事法で認められない効能効果の例

●やせる　食品に含まれているある成分が体に作用して、次のような効能効果があるといってはいけません。

	認められない作用例	成分例
体内に蓄積された脂肪等の分解、排泄	●○○の働きで体内の余分な脂肪を溶解し、体外に排出する ●ただ飲むだけで、どんどん脂肪を落とし……	●ウーロン茶抽出物、大豆サポニンなど ●プロティンなど
体内組織、細胞等の機能の活性化	●○○が肥満の根本原因ともいうべき褐色脂肪細胞を活性化、正常化してくれる	●月見草オイル ガンマ・リノール酸など
「宿便」の排泄など	●腸の活性化をはかり、がんこな宿便をスムーズに排出することに強力な効果を発揮します ●腸内クリーン化	●植物繊維、海藻など ●乳酸菌など
体質改善	●減量しながら体質改善できるわけです ●やせやすく太りにくい体がつくられる	●ウーロン茶サポニン、大豆サポニン、プロテイン、リノール酸など
その他	●○○は、満腹感の信号を送って食べすぎを防止する全く新しいタイプの成分です ●発汗と利尿作用を高める	フェニールアラニン ●グルコフラングリン

●背が伸びる　ある食品を食べるだけで、背が伸びるといってはいけません

●脚をぐんぐんのばす ●のびの止まったと思われる人でものびます ●1日1粒のむだけでグーンと脚がのび背が高くなる	●カルシウム、マグネシウム、ビタミンD、ビタミンB₁など

●胸が豊かになる　ある食品を食べるだけで、胸が豊かになるといってはいけません

●1日1回飲むだけで、特別な運動も必要なく、体の内側から自然にバストを大きくします ●○○は、バストアップ、プロポーションアップに大きな効果がある	●ジャムウ、酵素、月見草オイルなど

「不当表示の広告でないこと」のチェックポイント

左のような表示で薬事法違反にならないものであっても、景品表示法では大げさすぎる広告や、事実と違う表示をしているものは規制の対象となります。

①単にカロリーが少ない食品なのでやせるといっているもの　②体の組織や機能の作用にふれずに、やせるといっているもの　③明らかに普通の食品なのにやせるといっているもの

〈短期間でやせられるというような表示をしていないか〉

ある食品を食べるだけで、「一か月に一〇キロ」「一週間で四キロ」やせるといった表示は、不当表示になるおそれがあります。大げさな効果の裏には何かあると心得てください。

〈成分に関する表示〉

やせる効果があるという成分が、実際には普通の食品と同じ成分なのに、別のものであるような表示をしているものは、不当表示になるおそれがあります。

例えば、脱脂粉乳なのに、別の食品であるように表示している場合などです。

〈医学・薬学・栄養学上、その食品にやせる効果がないことが明らかなもの〉

その食品にやせる効果がないのに「やせる」といった場合は不当表示です。

例えば、大豆タンパク（プロティン）やビフィズス菌には、やせる直接的な効果がありません。にもかかわらず「やせる」といっている場合は要注意です。

〈やせる効果があるかどうか分からないのに、やせるといっているもの〉

ある食品に、やせる効果があるかないか現在は学問上明らかになっていないのに、すでに実証されているようにいったり、次に挙げるような客観的な裏付けがあるような言い方をしている広告は、不当表示になるおそれがあります。

①やせる要因の表示＝食品を摂取する以外に、運動や減食をしなければやせられないのに、それをいわない。例えば「飲むだけでやせる」「食事制限なしでグングンやせる」といった表示をしている場合です。

②利用者の体験談や実験結果＝利用者の体験談や実験結果をのせる場合、業者の都合のよいように談話を書き変えたり、データを削ってしまったものは不当表示となります。

健康食品の広告の中には、数十人にある〝健康食品〟を食べてもらい、よい結果が出たのは数パーセントなのに、すべての人に効くような広告をしているものもあります。また、体験談などでも、業者に都合の悪い部分は省いて、いかにも〝健康食品〟が効き目のあるように書いてある場合もあります。

実験結果や体験談は、うのみにしないようにしましょう。

健康になるために食べ始めた〝健康食品〟が薬まがいのもので体調を崩したり、何の効果もなくてガッカリしないよう、広告には十分ご注意ください。

鮫川勢が水泳で大活躍

―東白川小学校水泳大会―

第一一回東白川小学校水泳大会が八月一九日午前八時三〇分から棚倉町民プールで開かれました。

郡内四町村二二校から五、六年生の男女が出場し、各種目ごとに水しぶきを上げて力泳しました。

この結果、五〇㍍バタフライで鈴木晴之君（鮫川小五年）が大会新で優勝するなど、村内小学校の活躍が目立ちました。

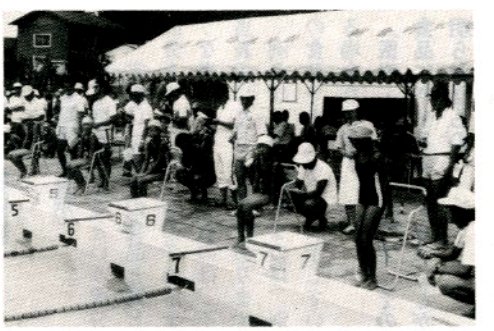
成績は次のとおりです。

【男子】◇五年▽五〇㍍自由形⑤大竹守（西山）▽五〇㍍平泳ぎ③関根直人（西山）▽五〇㍍バタフライ①鈴木晴之（鮫川）▽一〇〇㍍自由形①生田目満（青生野）▽一〇〇㍍平泳ぎ③阿久津俊文（西山）

◇六年▽五〇㍍自由形④岡部満（鮫川）▽五〇㍍平泳ぎ④大河内健（鮫川）▽五〇㍍背泳ぎ②長井幸栄（青生野）⑥佐藤勝徳（西野）▽一〇〇㍍自由形③山本久（鮫川）④藤田利之（青生野）⑤舟木精一（西野）⑥赤坂徹弥（渡瀬）▽一〇〇㍍平泳ぎ①土手内隆敏（青生野）④高坂結城（西野）▽二〇〇㍍リレー②青生野小③鮫川小▽二〇〇㍍メドレーリレー①鮫川小

【女子】◇五年▽五〇㍍平泳ぎ④高木美代子（西山）⑥関根由紀子（西山）▽五〇㍍背泳ぎ⑥佐川仁子（鮫川）▽五〇㍍バタフライ②舟木裕子（西野）▽一〇〇㍍自由型⑥市川珠江（西山）

◇六年▽一〇〇㍍自由形①岡部美重（青生野）



▶棚倉町民プールで開かれた東白川小学校水永大会

鮫川村長寿者番付

（9月1日在）

順位	氏名	年令	生年月日	住所	世帯主
1	鈴木 ツル	104	明14．5．25	赤坂西野字浅屋敷58	カツ
2	橋本 政春	95	22．12．15	赤坂中野字道少田1	正嗣
3	星 フヨ	94	24．1．11	渡瀬字越虫21	武
4	坂本 キノ	94	24．6．15	富田字反田84	恵司
5	湯坐 武弥	93	24．10．15	赤坂中野字真坂57－イ	和弥
6	中川西 嘉広	92	26．5．10	石井草字中内24	嘉安
7	岡部 キセノ	92	26．7．25	富田字前沼35	伝
8	本郷 マサ	92	26．8．21	赤坂東野字戸草298	広美
9	前田 実	92	26．8．27	赤坂東野字官代67	孝徳
10	山形 スエ	91	26．11．9	渡瀬字中野町5	叶

9月15日は敬老の日

県内の最高齢者は 鈴木ツルさん104歳（浅屋敷）

九月一五日は「敬老の日」でこの日から一週間は老人福祉週間です。この週間は、これまで多年にわたって社会に貢献してこられたお年寄りを敬愛し、長寿を祝うとともに、今日まで培ってきた知識と経験を若い世代に伝えていただき、老後の生きがいと健康を高める機会にしようという趣旨で行われます。

村内では赤坂西野字浅屋敷の鈴木ツルさんが満一〇四才の誕生日を迎えて、県内の最高齢者になりました。

また、村の敬老会には六四名の方々が新しく仲間入りされ、計六〇七名の高齢者が招待されました。

いつまでもお元気で、お幸せでありますようお祈りします。

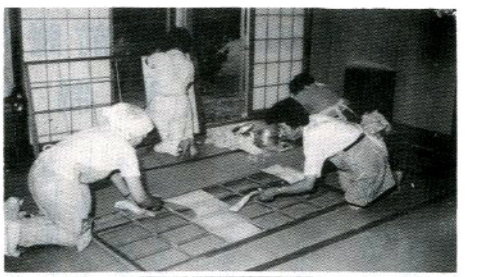
電話の市外局番統一

12月中旬から 石川、東白川郡9町村

町村名		現在 市外局番	現在 市内局番	現在 番号	統一後 市外局番	統一後 市内局番	統一後 番号
石川郡	石川町	02472	6	×××××	0247	26	××××
	浅川町	024736	—	××××		36	××××
	玉川村	024757	—	××××		57	××××
	平田村	02475	（蓬田） 5	××××		55	××××
			（小平） 4	××××		54	××××
	古殿町	024753	—	××××		53	××××
	鮫川村	02474	（鮫川） 9	××××		49	××××
			（青生野） 8	××××		48	××××
東白川郡	塙町	02474	（塙） 3	××××		43	××××
			（片貝） 2	××××		42	××××
	矢祭町	02474	（矢祭） 6	××××		46	××××
			（上関河内） 7	××××		47	××××
	棚倉町	02473	（棚倉） 3	××××		33	××××
			（高野） 5	××××		35	××××

石川郡と東白川郡九町村の市外局番が一二月中旬から「0247」に統一され、市内局番も全部二ケタに改められます。

各町村別の市内局番は表のとおりで、統一区域内に電話をかけるときは、市外局番を回さなくてもよいことになります。





婦人会で「さぎり荘」の清掃
ボランティア活動に感謝

村の婦人会（会長高木モト）では、八月二一日ボランティアで村民保養施設「さぎり荘」の清掃作業を行いました。

婦人会は毎年この作業を実施していますが、今年は本会、分会役員一八名が各室の掃除、ガラスふき、座布団カバー洗濯、障子張り、食器洗い等を熱心に行いました。

施設の内外はすっかりきれいになり、利用者の皆さんから感謝されています。

文芸

短歌

遠ケ竜　中川西好幸

出穂期の炎天つづきは豊年と農夫らはみな喜び合いり

名下　須藤美代子

汗あいて組みたる姑の盆燈籠点せば涼し水玉廻る

折戸　阿久津ミツ

歳月の流れ速きを知らされる農事に追われ古稀を迎えて

越虫星　武

この春に植えし槿は咲きにけり花数意外に多きは楽し

新宿　杉山　忠男

山女魚釣りし親し流れも魚族絶えうつつ空しみ養魚を放つ

棚橋　関根　一好

みず穂の国は神話化す巨きマシンの中に農らうごめく

広畑　岡部ヒサ子

吾れの掌に翅をすぼめし迷い蟬夜風よ誘い木立の住処へ

新宿　塩田　忠男

御斉所の峠の茶屋も荒れはてやぶれ障子に秋の風吹く

遠ケ竜　須藤　幸子

蟬の声衰えゆきて渓流の水音高く風にのりくる

木之根　赤坂　義郎

炎天の続く最中に芽生えたる白菜に朝散水をせり

巡ケ作　鈴木　米子

俳句

道少田　山本　朗史

鳩群れて純白となる長崎忌

横座　矢吹　茂

隣よりわが庭へこの茗荷竹

道少田　山本五十鈴

青嵐や全山白き陽を返す

上　高坂　蚯切

まなこだけ残して黒き孫の夏

反田　小山田清哲

路の草の乾ききっている原爆忌

大平　関根　絹子

核廃絶願い煙草の花摘みつ

新宿　斉須　信子

山百合の秘めし旋律原爆忌

こんにちは
保健婦です。

B型肝炎の母子感染予防

B型肝炎とは、細菌よりも小さな微生物であるウイルスによって起こる肝臓の病気です。

ウイルスによる肝臓の病気はこの他にもありますが、B型肝炎は、このウイルスを身体の中にもっている人が多いことや、そのうち少数の人が、B型肝炎の後に肝硬変や肝臓がんになることもあるため、その予防が問題となってきました。

しかし、身体の不調を自覚することもなく、また、肝臓の機能がひどく低下することもなく一生を過ごす人のほうが多いのです。過度に心配しないようにしてください。

さて、B型肝炎ウイルスは、血液、体液（唾液・精液・腔分泌物）などで感染します。こうしたことから、希望者に限り分娩予定日が昭和六一年一月一日以降の妊婦の方を対象にHBウイルスの検査をすることになりました。

これは、B型肝炎ウイルス保菌者の新発生をなくすことにより、B型肝炎を撲滅することを目的とするものですから予防接種のように社会防衛を目的としたものではありません。

なお、B型肝炎は、血液・体液を介してのみ伝染し、どちらかといえば伝染力の弱い病気であるといえます。ですから身近にB型肝炎ウイルスの保菌者がいるとしても次のことに注意していれば、日常生活の場では、感染する危険性は極めて低いものです。

一、出血時の注意

外傷は、できるだけ保菌者が自分で処置する。特に血液が他人に直接付着しないように注意し、血液の付いた衣類などは十分に水洗いすること。

二、日用品の取り扱い

歯ブラシ・カミソリなど血液や唾液が濃厚に付着する可能性のある日用品を供用することを避け、個人専用とする。

三、乳児との接触

乳幼児に口移しで食物を与えたりしないこと。

詳細は、住民課保健係に連絡してください。

農委だより

違反転用防止対策強化月間
9月1日～9月30日

経済社会情勢の進展に伴い、農山村においては、兼業化・高齢化の進展に伴う労働力不足により、農用地に無断で植林し山林にする等、一部、法制度の遵守意識の稀薄化がみられます。

これは、農用地の資産的保有意識等によるもので、このため、農用地の遊休化・荒し作りが進行しています。

この傾向に対応して、優良農用地の保全とその有効利用の推進をはかり、農用地の利用権を担い手農家等を中心に集積し、その利用増進を通じて、生産性の高い農業の実現をはかることが重要な課題となっています。

このようなことから「農地法」・「農用地利用増進法」及び「農業振興地域の整備に関する法律」を中心に優良農用地の保全と、その有効利用に取り組むことは、農地行政を所管している農業委員会の重要な任務であります。

それで農業委員会系統組織は、農用地適正管理推進運動を展開することになりました。

農用地管理パトロールの実施

違反転用の未然防止と早期発見

（判例）

無断転用に懲役一〇か月の実刑判決！

千葉地方裁判所八日市場支部では、昭和五九年六月二七日、八日市場市の水田三、七九四平方メートルと野栄町の水田一、八九九平方メートルを千葉県知事の許可を受けないで宅地造成した被告人に対し、悪質な農地法違反として求刑どおり一〇ヶ月（執行猶予認めず）の実刑判決を下しました。（被告人は、すでに鉄筋コンクリート造二階建住居と庭園を完成させ家族ともども入居し、生活を行っていた。）

このように、農地等を他の用途に転用する場合には、農地法の許可が必要であり、これに違反すると、三年以下の懲役、または百万円以下の罰金が科せられます。

農地転用とは、農地等を住宅・工場・作業場等の建物敷地、資材置場・駐車場はもとより道路、山林など農地以外の用途に転用することです。

登記簿上の地目が、宅地・山林等になっていても、現況が農地である場合は農地として取り扱いますので、他の用途に転用する場合には農地法の許可が必要です。

転用する農地等には、必ず「農地転用許可証標示板」を掲示しておいてください。

農地のことは……農業委員会へご相談ください!!

農地の一括生前贈与納税猶予制度

農地の細分化防止と後継者を育成するため、経営主が生前に農業後継者に農地等を一括して贈与する場合、その贈与税の納税を猶予する制度です。

〔特例を受ける適用要件〕

○贈与する者の資格

贈与日まで引続き三年以上農業を営んでいること

○受ける者の資格

推定相続人の一人で、18才以上で、三年間以上農業従事期間があること。贈与を受けた農地で、速やかに農業経営を行うこと。

○対象の土地

農地全部、採草放牧地と準農地は三分の二

〔特典〕

①税率の高い贈与税負担を実質的に相続税並にします。（贈与税に相当する猶予税額を贈与者の死亡時点で免除する。）

②登録免許税の軽減（千分の二五が千分の六に）

③不動産取得税を贈与者の死亡時点で免除する。

〔手続〕

先ず農業委員会に相談して下さい。その年の一月から十二月までに、農地法第三条の手続により、後継者に生前一括贈与した人は、税務署に翌年の二月一日から、三月一五日まで申告しなければなりませんが、村農業委員会で、手続を行います。

〔注意する点〕

やむなく次のような事態が生じた場合には特例の全部、又は一部が打ち切りになり、「その事実に見合う」猶予税に利子を加えて納付しなければなりません。

●全部が打切られる場合

①二〇%を超えての譲渡等（所有権移転、転用、使用貸借権、賃借権）

②農業経営を止めたとき（譲受人）

③推定相続人でなくなったとき

④三年ごとの継続適用の届出書を期限までに提出しなかった場合

⑤担保の変更命令に応じなかった場合

●一部が打切られる場合

①二〇%以上の譲渡等

みんなの相談室

〔問〕農業者年金の被保険者であるが、会社に勤めて厚生年金に加入するようになった。農業者年金は掛け続けることができるか。

〔答〕できない。農業者年金の被保険者資格は、「国民年金の被保険者であって」とあることから農業者年金被保険者資格は国民年金被保険者に限られる。

厚生年金（被用者年金）に加入すれば、国民年金は喪失することになるので、農業者年金も資格喪失し当然脱退となる。

公民館だより

意義深く楽しかった高校生のつどい

公民館主催の第六回高校生のつどいは、在学青年が地域の活動に積極的に参加することを促すため、ボランティア活動に必要な知識・技術についての研修を行い、地域活動でのリーダーを養成することを目的に、八月三日～四日（一泊二日）山村開発センターを会場に開かれました。

村内出身などの高校生二二名が参加し、第一日目は開講式後、真夏の太陽が照りつける中四班に分かれ、お互いに協力しながら難問題を回答しながらのウォークラリーを行い、参加者同志大いに交流を深めました。

ウオークラリー後、なれない手つきで作りあげた夕食に舌づつみをうち、楽しいひとときを過ごしました。

夕食後東村長伝寺住職滝沢明氏を講師に、人間としての生き方の説教を一言の雑談もなく真剣に聴講し、各自今までの生き方に反省すべき所は反省し、今後の生き方に多少なり新しい方向を見い出したようでした。説教後初めての座禅に二〇分間挑戦し、精神の統一を図り二時間という時間が本当に短かく感じられる意義深い体験をしました。

その後当日の活動を実写したビデオを見たり、自由に話をしたりして一日目の日程を終えました。

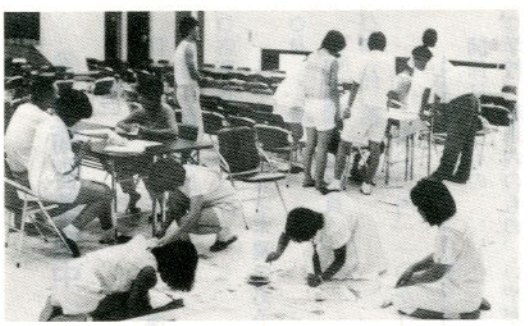


真夏の太陽の下でのウオークラリー

二日目は、根本社教主事を講師に「ボランティア活動」についての講話を聴き、実践活動で農業者トレーニングセンター前の展示林樹木標識をペンキだらけになって午前中に作り上げました。

午後は樹木標識を展示林に立て、農業者トレーニングセンターのプールで汗を流した後、午後三時三〇分に閉講式を行い解散しました。

このつどいを経験した参加者からは、学校生活では体験できなかったことを修得することが出来て大変勉強になりましたと好評でした。



樹木標識づくりに熱中

参加者は次のとおりでした。

藤田あゆみ（関口）、蛭田マチ子（内ケ竜）、西戸明美（彦次郎）、緑川ひろ美（押野）、中川西浩子（関ノ上）、生田目和春（辺栗）、須藤進（岩野草）渡辺清美（楢久保）、笹島幸弘（青生野）、板橋勝徳（石川町）岡部肇（青生野）、関根照江（戸倉）、生田目静子（辺栗）、市川勝美（滝ノ下）、藤田美智代（大戸中）、小松日出男（道少田）、生田目博子（中沢）、中川西えい子（石井）、芳賀甚子（福原）、鈴木明美（馬場）水野和子（広畑）、鈴木広幸（青生野）



参加者全員で記念撮影

社会学級 八月講座

社会学級八月講座は、二一日が西野教室・二二日が富田教室・二三日が青生野教室・二六日が中央教室・二七日が西山教室・二八日が渡瀬教室が、それぞれの会場で開催されました。

西野・富田・青生野教室は、講師に杉山忠男先生をおむかえし「趣味と生きがい」について、先生の趣味である短歌を通しての人生の生きがいについての講話を学級生一同興味深く聞きました。

中央・渡瀬教室は、講師に三瓶悦雄先生をおむかえし「高齢者の生きがい」についての講話を聞きました。

西山教室は、講師に山本五十鈴先生をおむかえし「俳句教室」が開かれ、先生のきめこまかな御指導で、当日のうちに学級生の傑作俳句が数多く作られ、楽しい講座でした。

午後は各教室とも、ゲートボールが行われ、真夏の炎天下に老人パワーを発揮しました。

—秋の行政相談週間—

10月13日 ～ 19日

10月13日（日）から10月19日（土）までの一週間は「秋の行政相談週間」です。

行政相談は、みなさんが国や県、村などの行政機関、公社・公団等の仕事について、苦情や要望を「無料」で「親身」になって相談に応じその解決や実現のためお手伝いをしております。

この期間中、本村も次のとおり相談所を開設していますので気軽にご利用ください。

10月13日～10月19日
鮫川村大字赤坂西野字仁田
行政相談委員　緑川　操宅
電　(9)2366

10月21日（月）午前9時から午後3時まで
鮫川村山村開発センター

相談される方の名前や相談内容の秘密は守られます。

人権擁護相談所を開設

気軽にご相談ください

次のような、困りごと、もめごと、悩みごとをお持ちの方は気軽におでかけください。

相談は個別にうかがい、内容はすべて秘密にいたします。

○遺産相続、姑と嫁の不和、老後の扶養
○近所の悪臭公害、村八分、境界の争い、近所の騒音、近隣後一一〇、五〇〇円となり、その後年一回昇給

○賞　与
年三回（約四・九カ月分）
その他寒冷地手当など支給

○その他
衣・食・住は無料支給
手続きなど詳しくは、役場総務課または自衛隊白河募集事務所（☎〇二四八―二四―〇三七二）へおたずねください。

陸 海 空 自衛官募集中

防衛庁では、ただいま陸、海空自衛官を募集しています。

○応募資格
一八才以上二五才未満の男子

○身　分
特別職国家公務員

○初任給
一〇一、四〇〇円、一〇か月

来春高卒者の志願受付中

関係によるもの
○学校、職場内のもの、いやがらせのうわさなどの問題

●日時　一〇月二日
午前一〇時～午後三時

●場所　山村開発センター

●相談委員
人権擁護委員　大楽勝男
同　鈴木嘉上
法務局職員

おめでた

八月　年齢　世帯主

七月
巡ケ作　栗田　耕介　父栗田健一

八月
名下　白坂　訓　父白坂万吉
名下　西野　瑞宣　父西野信美
田中　國井　夏樹　父國井康典
大戸中　小松恵理子　父小松則之
上耕地　藤田　哲郎　父藤田高一郎

おくやみ

八月　年齢　世帯主

發地岡　高野勝義80歳　高野　佳
真坂　田子照美36歳　田子正美
前田　金澤　守55歳　金澤　明
廣畑　水野義信77歳　水野博和

防ごう非行　助けよう立ち直り

休日の在宅当番医

月日(曜)	当番医院 棚倉町	塙町	矢祭町
9月22日(日)	勝田	根本	
23日(月)	菅原	厚生病院	
29日(日)	薄葉		慈泉堂
10月6日(日)	大木	石川	
10日(木)	診療所		木村
13日(日)	和田	中島	

ゴミの収集日

収集コース	種別	9月	10月
江竜田～中野町～中山～田尻～彦次郎～反田～前沼～広畑～湯ノ田（可のみ）～役場～農協ストアー～保育所コース	可燃物	19.26.30	3.7.14.17.21 24.28.31
	不燃物	20	4.18
新宿橋～農協倉庫～給食センター～道少田～大塩～宿ノ入コース	可燃物	17.19 24.26	1.3.8.15.17 22.24.29.31
	不燃物	20	4.18
鮫中～真坂～寅卯平～茅～酒垂～滑石～折戸～水口～官沢コース	不燃物	19	3.17.31
越虫～青生野～葉貫～戸草～蕨の草～湯ノ田～中沢コース	不燃物	18	2.16.30
石井草～前田～鬼越～戸倉～菅田～沼野沢～岩野草～薄ケ久保コース	不燃物	—	11
官代～楢久保～遠ケ竜～内ケ竜コース	不燃物	20	4.18

※　休日は、可燃物・不燃物を出さないで下さい。
※　ゴミは、収集日の朝に出して下さい。

心配ごと相談
9月19日(木)
午前10時～午後2時
山村開発センター
行政相談

大事な目…大切に
10月10日は
「目の愛護デー」



今月の納税　固定資産税(3)・国民健康保険税(4)・納期限　9月25(水)